

総合職試験・一般職試験(大卒程度試験)・  
障害者(係員級)採用試験(大卒程度試験)共通 法学

(1) 憲法

〔設問〕

Y市議会の議員であるAが202X年4月25日に開催された教育民生常任委員会を海外渡航のため欠席したところ、市議会はA議員に対し議決により公開の議場で陳謝の懲罰を科した。これを受け、A議員は市議会の議場で陳謝文を読み上げた。A議員と同一会派に属するX議員は同年6月21日、市議会の議会運営委員会で、A議員が陳謝文を読み上げた行為に関し、「読み上げたのは事実ですが、読み上げられた中身に書いてあることは、事実とは限りません。仮に読み上げなければ、次の懲罰があります。こういうのを政治的妥協といいます。政治的に妥協したんです。」と発言した。

Xは、202X年9月6日、市議会の議会運営委員会での発言を理由として、懲罰特別委員会における審査を経た上で、市議会から23日間の出席停止の懲罰処分を科された。同年9月21日、Xは、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下、「本件条例」とする。)に基づき、本件処分により出席停止とされた23日の分に相当する27万8000円を減額して議員報酬を支給された。

Xはこの処分は違憲違法と考えているが、知り合いの弁護士に相談したところ、そもそも出席停止処分を裁判所で争うことができるか疑わしいと言われた。Y市議会による出席停止処分をXは裁判所で争うことができるか否か、について自己の見解を述べよ。

## (2) 民法

次の〔設例〕を読んで〔設問〕に答えなさい。なお、〔設問〕における(1)と(2)はそれぞれ独立した問いである。

### 〔設例〕

2021年4月1日に売主Xと買主Aは売買契約を締結した。その目的物はXが所有する土地甲であり、代金額は5000万円である。同年6月1日にXは甲をAに引き渡すとともにその登記をAに移転し、AはXに5000万円を支払った。同年9月1日に売主Aは買主Yと売買契約を締結し、同時に、Aは目的物の甲をYに引き渡すとともにその登記をYに移転し、YはAに代金5500万円を支払った。ところが、同年11月1日にXはYに対して甲の引渡し及び登記の移転を求めて訴えた。

### 〔設問〕

〔設例〕の事実に加えて、更に以下の(1)、(2)の事実があったとする。必要に応じて場合分けをしながら、Xの訴えについて説明せよ。

- (1) XとAの売買契約に際してXに錯誤があり、これを理由とする取消権が成立していたので、XがAに対して契約取消しの意思を表示した場合。
- (2) XとAの売買契約には特約があり、Aは代金とは別に500万円を地方自治体に寄付することを約定していたが、Xが催告してもAがその寄付を実現しなかったことから解除権が成立し、2021年10月1日にXがAに対して契約解除の意思を表示した場合。

### (3) 行政法

次の〔設例〕を読み、〔参照条文〕を参考にしつつ、全ての〔設問〕に答えよ。

〔設例〕

X市は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）の下で、事務の実施を義務付けられている。Aは、空家法を担当するX市Y課の職員である。X市が同法の実施をしていることが広く知られてきたためか、最近、Y課には、空き家に関する近隣住民からの苦情が増えてきている。Aは、Z課所属のBとは同期入庁である。両名とも、行政法の学習に熱心であり、いつも昼休みには、自分たちの仕事の情報交換をして議論を楽しんでいる。

B「うちの市にも結構空き家が増えて来ているね。」

A「そうだね。縮小社会の1つの社会現象だ。ところで、先日、ある住民の方から、その方の住居の裏にある家屋の状況が酷いとY課に通報があった。現場に行ってみたけど、たしかに危ない状態だった。聞き込みをすると、2年くらいは放置されていて誰も住んでいないらしい。空家法9条に基づいて中に入ってみたけど、相当に荒れていた。建物にはそれほど問題はなかったが、樹木の繁茂が酷くて著しい景観阻害となっていたよ。」

B「それでどうしたんだね。」

A「Y課で協議した結果、特定空家等として認めることになったんだ。所有者は1人だったけど、隣の市の住民だった。先週にその旨を郵送で連絡した。」

B「認めての連絡っていうけど、特定空家等に認めるというのは、行政事件訴訟法の下での行政庁の処分なのかな。」

〔設問1〕

Bの質問にAはどのように答えるべきか。空家法の仕組みを踏まえつつ説明せよ。

B「著しい景観阻害状態で誰も住んでいないなら、この際、建物も壊して更地にしてもらえないのかな。」

A「所有者が自主的にやってくれるならいいのだけど、空家法の下でX市長がそれを求めることはできないんだ。」

〔設問2〕

Aがこのように答えたのはなぜか。空家法の関係条文を指摘しつつ説明せよ。

B「空家法 14 条 3 項の命令は、行政手続法にいう不利益処分だね。しかし、空家法 14 条 13 項で行政手続法の適用は一部除外されている。同法に規定される不利益処分の手続とはどのような違いがあるのだろうか。」

〔設問 3〕

行政手続法との違いの説明を求める B の質問に答えよ。

B「空家法 14 条 13 項は、結局は適用除外されない条文を 2 つ挙げているね。行政手続法 12 条は処分基準に関する規定だった。これはどのような内容だったかな。確か、作成するのは行政庁の任意とされていた。なぜそうになっていたのだろうか。」

〔設問 4〕

行政手続法の規定に関する B の質問に答えよ。

A「空家法 14 条 13 項には、適用除外されない規定がもう 1 つある。行政手続法 14 条は、理由に関するものだった。キミの Z 課でも不利益処分をする際には、理由が問題になるだろう。不利益処分の根拠条文を記載すれば十分だっただろうか。」

〔設問 5〕

どの程度の内容の記載がされるべきかについて、裁判例の傾向を踏まえつつ、A の質問に答えよ。

B「仮に建物自体に著しい保安上の支障があったとしよう。空家法 14 条 1 項の指導はされ、2 項の勧告はされたが、3 項の命令を出すとなると、次は 9 項に基づく代執行になる。費用徴収のめどが立たないなら何とか自主的に対応してもらいたいね。」

A「それはそうだ。しかし、勧告までしながら命令を出さないとすると、周辺住民は X 市を被告に訴訟を提起してくる可能性がある。」

〔設問 6〕

周辺住民は、X 市に対してどのような抗告訴訟を提起できるか。周辺住民の立場から、当該訴訟の訴訟要件が充足される理由を説明せよ。

〔参照条文〕

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村……による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（立入調査等）

第 9 条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5 （略）

（特定空家等に対する措置）

第 14 条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5 日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第 3 項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第 3 項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の 3 日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第 6 項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法……の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10～12 (略)
- 13 第 3 項の規定による命令については、行政手続法……第 3 章 (第 12 条及び第 14 条を除く。) の規定は、適用しない。
- 14～15 (略)

#### (4) 国際法

A国国民であるXは、17歳の時にB国で犯した罪で起訴され、B国裁判所により死刑判決を受けた。

A国は、「死刑は18歳未満の者が行った犯罪について科してはならないとの規則は、慣習国際法上の規則になっている」として、B国に抗議したが、B国は、「仮に上記の規則が慣習国際法上の規則になっているとしても、自らはその形成途上から一貫して同規則に反対してきたため、これに拘束されない」と主張している。

[設問]

B国の主張について論じなさい。